

京都市上下水道局告示第25号

京都市指定下水道工事業者規程第2条第1項の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条第1項に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1号の規定に基づき告示します。

令和6年8月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 指定下水道工事業者

- (1) 京都市下京区西七条南東野町84番地

野村設備

野村 徹

- (2) 京都市西京区櫛原下池田町15番地12

株式会社浅田工業

代表取締役 浅田 泰之

- (3) 京田辺市山手東一丁目25番地3

鎌田工業株式会社

代表取締役 鎌田 義成

- (4) 京都市左京区岩倉幡枝町1048-1

金森工業

金森 一平

- (5) 京都市右京区梅津中村町15-24

株式会社ACEテック

代表取締役 芝井 秀成

- (6) 南丹市八木町八木嶋町田1番地

橋本設備工業

橋本 寛治

2 指定期間

令和6年8月30日から令和11年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)